第三回静岡県日本語教育基本方針検討会議 議事録

日時 : 令和6年 | | 月7日 (木) 午後 | 時半から3時まで

形式 :オンライン開催

参加委員:坂本委員(委員長)、髙畑委員(途中退席)、松葉委員、石川委員、村瀬委員代理西様、

前田委員、キクヤマ委員、加山委員

県参加者:石井多文化共生課長、事務局(多文化共生課員)

(司会)

本日の出席者をお知らせいたします。委員につきましては、多々良委員と袴田委員が本日、都合により 欠席となっております。また、今回も村瀬委員の代理で、西様が参考人として参加していただいており ますので、ご了承ください。それでは、早速議事に移ります。

それでは、以降の議事進行につきましては、坂本委員長に進めていただきたいと思います。坂本先生、 よろしくお願いいたします。

(坂本委員)

はい。では、よろしくお願いします。 今回が最終回となっておりまして、パブリックコメントにかけるための案を確定したいと思っています。皆様、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは次第2の静岡県における日本語教育の推進に関する基本的な方針、パブリックコメント欄について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

赤字の部分が修正されたところですけれども、コメントのあるところだけ簡単に説明をさせていただき たいと思います。

今回、見直しなどをして、少し字が抜けていたりとか、そういったところは細かく修正させていただいております。まず県の責務のところですけれども、袴田委員のところから、県の責務の中の「市町をフォローします」というのがわかりにくいということだったので、「支援」に変えております。

それから、前回キクヤマ委員から地域国際化協会の中には浜松国際交流協会と静岡市国際交流協会もあるということを後でご意見いただきましたので、その辺付け加えております。また前田委員の方から、前回、県の協会と市町の協会の位置付けが一緒だったらどちらも一緒に書いてもいいんじゃないかというお話をいただいたんですけれども、この県の方針における県の役割と協会の役割というのが微妙に違うということですので、別立てとして少し表記を修正しております。

それから、コメント 4 番のところですね、「望まれます」というところについて、強さ順に「求められる」「望まれる」「期待される」となっていますという説明をしておりますので、それに合わせてこの部分は「期待されます」という言い方に修正しております。それから、日本語教育の機会の拡充のところに行きまして、外国人等である幼児児童生徒に対する日本語教育のところです。県と書いてあるのが分かりにくいので「県の教育委員会」にしたりですとか、「外国人等の子供」という言い方を「外国人児童生徒等」と言い方を統一しております。

それから、調査結果につきましては、最新のデータが出ている調査は数値を修正しているものであります。

それから、コメント8番のところですね、「日本語ができない保護者」という言い方が気になるという

ことがありましたので、「日本語に不慣れな」と修正しております。

それから、コメント 9 番に書かせていただきました夜間中学のところで調査結果が出ましたので、追加 で記載しております。

夜間中学の認知度につきましては、このほど外国人の方に対する調査を行ったところ、「ない」「知らない」というふうに答えた方が 75.8%という数値が出ておりますので、その内容を追記しました。

次に、留学生のところなんですけれども、教育未来創造会議というのが、一般的に皆さんが知っている かがわからないというお話をいただいたので、脚注に説明を加えておるところです。その他は、表記の ブレを修正しているようなところと、出典を少し修正したところがあります。

続きまして、外国人の企業等に対する日本語教育のところです。

コメント 15番ですね。前田委員の意見において、事業所と言ったり企業等と言ったり、表記のブレがあるんじゃないかということをいただいたので、基本的には「企業」という言い方に変えております。 介護につきましては、介護事業所という決まった言い方があるようですので、そこだけは「介護事業所」というふうに表記を残しております。

それから、コメントの 16番のところです。前回、現状と課題と書かれているんですけれども、前田委員の方から課題が何かというのが分かりにくいというお話をいただいたりですとか、加山委員から、企業単独で日本語教育を進めていくというのは難しいんじゃないかという話がありましたので「中小企業等からは単独で日本語教育の体制を整備することが難しいという声も聞かれています」と追記しております。

それから、施策の方向性のところで、石川委員から、日常生活を送るために必要な日本語というのがどんな日本語かがイメージしづらいということがありましたので、「お互いの文化理解を促進するために必要な日本語能力」に修正をしております。その下のところは表記のブレを少し修正したりしているところであります。

続きまして、地域における日本語教育のコメント、19番ですね。

地域における日本語教育の現状と課題についても、もう少し課題ですとか現状を分かりやすく書いた方がいいんじゃないかというお話をいただいたので、初めに述べたように、「滞在期間と日本語能力が連動せず、長く日本に住んでいても日本語でのコミュニケーションが難しい外国人県民が多く在住すること、これが本県の地域日本語教育における | 番の課題になります」という部分を加えさせていただいております。

それから、コメント 2I 番のところですね。加山委員がボランティアによる教室の位置付けについて触れていただいたので、加山委員の発言を受けまして、「また、日常的かつ継続的に交流の場として重要な役割を果たしています」というボランティアの教室の位置付けを書いております。あとは、課題感のところも少し加えております。 また、行政が実施するボランティアの教室と民間が実施するボランティア教室の両方がありますので、そこのところも追記をしております。

続いて、地域の取組例のところですね。地域の活性化を目指していくというようなことも姿勢でも必要 じゃないかという前田委員の発言を受けまして、少し方向性を追記しております。それから、加山委員 の発言の中で、民間との日本語教室と行政のやる日本語教室の役割分担を明確化するということも県の 役割の1つではないかということをいただいたので、その辺を加えさせていただいております。

最後にですね、推進体制の部分です。

この検討会議なんですけれども、基本方針を策定するための会議体ではあるのですが、この方針を作った後、これで終了ということよりも、やはり本方針を推進するために情報共有の場というのを設けた方がいいんではないかと考えまして、7年度以降というのは名称を「日本語教育基本方針推進会議」というような形に変えまして、この方針に関連するような情報の共有を行う場として開催できたらなと思っ

ております。

いろいろ会議体がたくさん書いてあるんですけれども、(4)の「地域日本語教育について話し合う会議体」というものもありますので、それと合わせて開催する等を検討していきます。

(坂本委員)

はい、ありがとうございます。それでは、続けて皆様と意見交換を行いたいと思います。

まず、事務局から説明のあったこの方針全体についてですけれども、前回までの会議でほぼ議論を重ね て固まってきておりますので、基本的には内容を変えるということはせずに、文言や言い回しの点で何 かお気づきの点があれば、そこを中心に意見交換を行いたいと思います。

どなたでも結構ですので、ご意見ある方、挙手をお願いいたします。ありませんでしょうか。石川委 員、お願いします。

(石川委員)

外国人等の被用者等に対する日本語教育というところの 14 ページ目ですが、コメントの 18 で「日常生活を送る」というところを、「お互いの文化理解を促進するため」と変えてもらったというのは、範囲が広いっていうこともありますし、日常生活になってくると、おそらく国際交流協会みたいな話も出てくると思いますし、行政の話も出てきて、企業としてやっていくのは、やはり職場のコミュニケーションであったり、お互いの文化を理解するであったりとかっていうところであって、日常生活にかなり入り込んだところまで企業として日本語を教育しているってことではないのかなということで、日常生活を送るっていう言葉を、「お互いの文化理解を促進するため、それが前の言葉の職場等のコミュニケーションに通じてきます」ということで直させていただきました。日常生活っていうと、本当にいろんな日本語も出てきますし、それを全部企業ではカバーできないと思いますし、企業の役割でもないかなっていうことも含めたこの変更ということになります。以上です。

(坂本委員)

ありがとうございます。I点、石川委員に確認させていただきたいなと思ったことがあります。お互いの「文化理解」という文化をつけた方がいいのか、「お互いの理解」でいいのかっていうところをお尋ねしたいなと思いました。

(石川委員)

やっぱり I 番大事なのが文化だなということを思いながら「文化理解」と書いたところなんですけれども、お互いの理解でも問題はないとは思います。

ですけど、I番難しいのは、本当に慣習であったり、考え方そのものにギャップが出てくるというところがあるので、企業の中でやっぱりお互いの「文化」っていうか「ベース」とか、そういったものが理解できるといいなという気持ちで書いています。個人個人の理解ももちろん大切だと思いますが。

(坂本委員)

じゃあ、やはり広くというところで「文化」を入れた方がいいですね。はい、ありがとうございます。 他にご意見がありましたらお願いいたします。加山委員お願いします。

(加山委員)

はい。14ページなんですけれども、取組例のところで、雇用事業などに対して「日本語指導者や教材な

どの情報を提供し、支援します」という部分がありますが、個々の事業所だけでは対応が厳しいので、連携しながらという意図を汲んでいただきありがとうございます。これに呼応して、16ページ真ん中「国の補助事業を活用し、事業所、企業などと連携した日本語教室の実施」の部分に、「教材開発」など、連携して行う具体的な内容を入れていただけると良いかと思いました。

あと、17ページですが、やはり取組例のところで、「学校や地域における多文化共生国際講座の実施」と書いてある箇所ですが、「国際講座」という表現が少し曖昧なので、「国際理解講座」など、何か適切な言葉を入れた方が良いかなと思いました。

またこれはコメントになってしまうかもしれませんが、取組例を読ませていただきまして、10ページのところですが、義務教育機関に関する「児童生徒」や「県立高等学校に在籍する生徒」の項目がありますが、私たちの協会では、今、県立の定時制や私学高校、またブラジル人学校などでも日本語および進路指導を行っておりまして、その部分もとても重要だと考えています。

定時制高校に関しては、今、当協会が自主事業として進めていますが、在学中に企業と出会えるチャンスとして、企業の講話や企業訪問なども実施していますし、県の委託事業としても、ブラジル人学校における先輩や企業の方の講話、職業体験なども実施しています。

ブラジル人学校の生徒にとって最も欠けているのは、社会との接点です。社会との接点を増やすことが、日本語を学ぶモチベーションを高めることにも繋がり、また進路を考える上でも非常に参考になります。

こういった「社会との接点を増やす」取組例についても、盛り込まれていれば良いかなと思いましたので、提案させていただければと思います。以上です。

(坂本委員)

ありがとうございます。最後のコメントの部分で、10ページの「県立高校に在籍する生徒」というところに、ブラジル人学校に関する取組もあったらどうかという意見だったと思うんですけれども、それについては事務局の方ではいかがでしょうか?

(事務局)

取組例の分けについてですが、県の教育委員会が所管している項目ごとに分けています。義務教育機関 は義務教育課、県立高校に在籍する生徒は高校教育課が所管しており、それ以外の部分、ブラジル人学 校などは「その他」というカテゴリに含まれます。

ブラジル人学校については、「在籍する子どもたちが生活に必要な日本語を学んで地域と関わる機会を 提供します」というような文言をすでに入れていますが、加山委員から提案いただいた「社会との接点 を増やす」という内容をこの文に追加する形で良いかと思います。

(加山委員)

場所についてはどこに位置づけるかは判断をお任せしますが、おっしゃる通り、「社会との接点」や 「職業体験」「企業との講話」などが必要だという取組例として盛り込んでいただければと思います。

(事務局)

わかりました。それについては加山委員と少し調整をさせていただき、事務局でパブリックコメント案 の修正を行わせていただければと思います。

(坂本委員)

貴重なご意見ありがとうございます。他にはございますでしょうか

(石川委員)

もしよければ、今の加山さんの話で、実際、うちもですね、浜松に「ムンド・デ・アレレグリア」というブラジル人学校があるんですけど、そこの校長先生とも話して、やっぱり企業の体験であるとか、実際に来てもらうこともそうですし、今度はムンドの方に行って、これからこういうことをやろうということで、まだ実現はしていないんですけども、会社紹介だとか、働くということの意味を生徒さんと一緒に話をすることを試みているんです。

少しずつですが、ブラジル人学校が定着してきて、今は「次のステップ」として就職をどうするかという話が大きなテーマになっています。なので、加山さんが言っていることは本当に大事だと思うし、企業側としてもそういった取組を進めていくべきだと強く感じています。もし可能であれば、このことを別項目として書いていただいてもいいぐらいだと思いますので、ぜひよろしくお願いします。私自身、この取組が非常に重要だと思っていますし、企業側としてもそういった形で支援していかなければならないと思っていますので、よろしくお願いします。

(坂本委員)

はい、ありがとうございます。

では、この後、加山委員とすり合わせをし、県の事務局とも調整を行いながら、修正を進めていければ と思います。

ありがとうございます。それでは、次に進みますね。

続きまして、今回追加された参考資料とサマリーについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい、それでは、続きまして、今回追加した参考資料とサマリーについて説明をさせていただきます。 まず、参考資料についてですが、皆様のお名前を記載し、今日の開催までの経緯も含めて、記録をまと めております。もし万が一、肩書きなどに誤りがあったり抜けている部分があれば、事務局までお知ら せいただければと思います。

また、データに関しては、基本的に本文で触れているものを補完し、網羅的にデータを整理しています。

少し内容が飛ぶかもしれませんが、今回、方針を作成するにあたり、県内外国人の日本語能力に関する調査を実施しました。その結果も参考資料に含まれていますので、内容についてご説明いたします。まず、10ページに記載されています、日本語能力調査についてですが、こちらはアンケート調査の結果です。日本語のテストを実施したわけではなく、個々の外国人が自分の日本語能力をどのように感じているかという意識調査です。しかし、文科省が提示している日本語教育の指標(日本語教育の参照枠)に基づいて調査を行っており、その項目ごとに「自立した日本語能力者」「基礎段階の言語使用者」「基礎段階未満、ほとんど基本能力がない」という3つのレベルに分けて、調査結果を示しています。

文科省では、地域の日本語教育においては「自立した言語使用者」を目指すことを推奨しています。また、今後、育成就労制度が整備されると、在留資格の更新要件として、日本語能力が基準に含まれる可能性もあると聞いています。

この調査結果からわかるのは、特に「自立した言語使用者」の割合が聞くから書くの順に減少している ことです。特に、外国人労働者の中で、聞くこと、話すことは比較的できるものの、読むことや書くこ とに関しては難しさが見られるという結果が出ています。

例えば、ブラジル人の場合、聞く能力については 70%以上が自立した言語使用者と回答していますが、 書く能力に関しては 20%未満に留まっています。このように、言語能力にはかなりのばらつきがありま す。

また、フィリピンの方々も同様に、書く能力が低いという傾向が見られました。

一方で、インドネシア、ベトナム、ネパールなど、技能実習生などの方々は、聞く、話す、読む、書くの差が少ないという傾向がありました。これらの結果は、ある程度予想通りのものではありますが、興味深いです。

さらに、企業が外国人を募集する際、特に「読む」「書く」能力を要件にすると、応募者数が減少する という声もあります。この調査結果は、特に定住外国人の方々において、読む・書く能力が課題である ことを示唆しています。

また、調査結果では、仕事に従事している外国人の多くが、語学学習に時間を割く余裕がないという点も重要です。特に、永住資格や配偶者資格を持つ定住外国人が日本語を学んでいない理由として、時間的余裕がないという理由が圧倒的に多かったです。

逆に、日本語を学んでいない理由としては、「日本語教室の情報がない」などの回答が多く、特に留学 資格や家族滞在資格を持つ外国人において、その傾向が強いという結果が出ています。

また、「日本語が不自由で困ったこと」については、役所の手続きや病気になった際に日本語ができないことが困難だという回答が目立ちました。

最後に、7ページには、日本語能力の6パターン別に、日本語学習の有無をクロス集計した結果も掲載 しています。特に注目すべきは、「日本語を学習していないが、日常生活で困っていて日本語を学びた いと思っている」と回答した方々が、今後の日本語教育のターゲット層となるという点です。

この層に対しては、言語能力向上のための支援が特に重要だと考えています。

話す力に関しては、22 パーセントと 4.2 パーセントを足した 25 パーセント超が、基礎段階にも達しておらず、日本語学習したいと考えている方という結果になっております。

最後に、日本語教育推進法の認知度についても日本人に対してアンケートを実施したのですが、やはりまだ認知度は低く、知らないと答えた方が83.7パーセントとなっておりますことをお伝えいたします。

続きまして、サマリーのところを簡単にご説明させていただきます。今回、参考資料も合わせましてかなりのページ数になっておりますので、I 枚で少し内容がわかるものとして、サマリーを作成いたしました。これは概要版として作成しているもので、また、外国語ややさしい日本語でもサマリーを作成し、外国人の方にも、この方針ができて、県がどのように日本語教育を推進するかを知っていただきたいということで、やさしい日本語ができているんですが、これに合わせて、英語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語の 4 言語で概要版を作成し、パブリックコメントにかける予定です。

この中で、袴田委員は今回欠席ですが、しっかり読んでいただいたようで、「子供、留学生が長く生活のための日本語を学ぶことができるように支援します」という文の「学ぶ」という言葉が難しいとのご指摘をいただき、「勉強することができるように支援します」の方が良いのではないかというご意見をいただきましたので、そこの部分は修正する予定です。説明は以上です。

(坂本委員)

はい、ありがとうございます。では、ここからですね、今の説明、参考資料とサマリーに関することでお気づきになった点、感想を共有したいと思います。また、時間が余れば、先ほどのパブリックコメントの案、方針についてもコメントをいただければと思います。

順番ですが、松葉委員、石川委員、西様、前田委員、キクヤマ委員、加山委員の順で、名簿順にご意見 を伺ってまいります。

この順番でよろしいでしょうか。それでは、まず松葉委員、参考資料やサマリーについてお気づきになった点、ご感想があればお願いします。

(松葉委員)

はい、ありがとうございます。まず少しさかのぼりますが、方針の最後の4「地域における日本語教育」に関する15ページについて、感想を述べさせてください。最後の段落「国はBIレベルを目指すとしているが、県においては初期の学習者を対象とした日本語教室を普及させる」という方針ですが、これはこれで良いかと思います。

ただ、この次のフェーズを考えるべきではないかと思います。地域の日本語教育において、初期のAI、A2 段階をしっかりと保証することは大切ですが、長期的な定住を考えると、その次の「自立」へ向けた日本語教育も考えていかなければならないと感じます。ただ、これは指導者や学習の場の確保など課題が多く、日本語学校など日本語教育機関との連携が必要だと考えています。BI以上の学習は、留学生向けの日本語教育機関が得意とするところなので、この連携を進めるのが良いかと思います。

また、概要について事務局から説明をいただきましたが、予想通り、4 技能(聞く・話す・読む・書く)のうち読む・書くが低い。これは浜松市での地域日本語教育でも課題でした。現在、日本語学校で教鞭をとっていますが、この部分は学習が鍵で、特に漢字が大きな要素です。漢字教育については、日本人向けの教育をベースにしがちですが、言語間距離が遠い国の方には難しい問題ですので、学習者の必要性に応じた教育が求められると思います。以上です。

(坂本委員)

ありがとうございます。段階に応じた適切な教育とその連携、漢字教育に関しても学習者のニーズに合わせた方針を探るべきとのことでした。では、続いて石川委員、お願いします。

(石川委員)

12ページの「国籍と自立した言語使用者の関係」という一覧表ですが、ブラジル人についてですが、定住者の中には、派遣ではなく正社員として昇格してほしいというケースが増えていますが、管理者になるとどうしても「読む」「書く」が必要になります。この部分が課題で、日本語教室では難しく、独学でのやる気に頼らざるを得ません。また、教材がもっと充実していればと思っています。

一方、技能実習生の方々はある程度日本語を習ってきていますが、ブラジルの方は読み書きが遅れがちですので、そこを企業でも支援できればと思います。

また、韓国の方は日本語のスキルが高く、何が要因なのかは分かりませんが、高度外国人として入って きている方が多いのかと感じました。

(事務局)

韓国の方は、特別永住者が多く、ほとんど、日本人と変わらない日本語能力を持たれていおり、生まれ も育ちも日本、日本の学校に行って教育も受けている方が多いです。

(石川委員)

わかりました。事務の方で大学・大学院卒になってくると、読み書きのところも教材を渡すだけでどん どん自分でやってくれるみたいなところもあるんで、やっぱりそういう環境がブラジルの方にもペルー の方にもあればいいなと思っています。自分はそこが | 番読んでいて、なるほどと思いながら考えていました。以上です。

(坂本委員)

ありがとうございます。よく言われますけれども、初級の前半のうちは日本人の方も外国人に対して優しいんですけれども、これがレベルが上がってくるにつれてより厳しいところを求められるようになってくるというのがよくあります。社会言語能力の面もそうですし、今石川委員がおっしゃった読み書きのところも、そこを求められてくると、じゃあそこにどう教育を提供するかというところの問題が出てくるというのは、まさにおっしゃる通りだなと思いました。そこで、読み書きの教育に強いところと連携するのも一つの案ですし、県の方で今石川委員がおっしゃった教材の提供をどのようにできるのかといったところも考えていくといいのかなと話を伺ってて思いました。ありがとうございます。

(石川委員)

すみません、途中で。役職に求められる技能の中で、本当にコミュニケーションに特化して、例えばブラジル人と日本人を繋ぐ役割みたいなことになっていくと、読み書きに特化しなくてもいいっていうことはできると思うんで、企業の中でもうまく役割を考える必要があるのかなと思うんですけど、どうしてもやっぱり給料も当然皆さん上げていきたいっていうことを考えると、やはり読み書きっていうところが外せないなっていうのは思っています。

(坂本委員)

ありがとうございます。他の自治体の調査でも、やはり読み書きが弱いというのは出ているので、多分 全国的な傾向なのかなと思っていました。では、続いて西さん、お願いしてよろしいでしょうか。

(西様)

今、皆さんもおっしゃっていたように、まさしく読み書きは課題かなと同じく思っています。 会社内で言えば、読むことに関してはルビを振ったりして、なんとか時間をかけて学んでもらうこともできるんですけど、やはり記録ですね。いろんな記録システムが入っていて、なるべく入力項目を選択項目にしたり、書く機会を減らすことはできるんですけど、これには限界がありまして、どうしても日常的な記録は書かざるを得ないというところがあります。やはり外国人の職員に話をすると、漢字がやっぱり難しいと口を揃えておっしゃいます。

社内では様々な手段でサポートすることはできるんですけど、社外に出た時にはサポートしきれないところもあって、一般社会においても外国人が共生していく中で、サポートする仕組みがあってもいいのかなと思いました。そうすることで外国人の方も日本で長く生活しようという意欲も湧き、長く日本に定着してくれるのではないかと感じています。

(坂本委員)

以上です。

ありがとうございます。社内でできることもこれまでの議論の中で、企業さんの方で限界があるというお話もありましたけれども、それでも企業の中でできることはないかというところを探っていく姿勢も求められていたお話だったかなと思います。

読み書きについても、管理職に求められるレベルと、日常生活の中で在住外国人が求められるレベル、 例えば病院や市役所で必要なものなど、いくつかのカテゴリーに分けられるのかなと思って伺っていま した。その点、地域の日本語教育に関わっている前田委員や加山委員にも後ほどご意見を伺えたらと思います。

では、続いてキクヤマ委員、お願いします。

(キクヤマ委員)

私も日本語の読み書きが苦手な当事者で、ちゃんとした日本語の教育は受けておらず、独学で勉強しました。周りの日本語を聞いて、日々学んでいますが、報告書や文章を書く時も、16年前に戻った時は赤く修正がたくさんあったのが、今は0ではないけれど減ってはいます。日本語って言い方がたくさんありますよね、敬語や書き方、漢字以外のことも難しいところがたくさんあります。

今回の日本語教育の方針では、ターゲットもきちんと分かれており、外国人が日本に暮らすための基盤がしっかりしてきているので、今後、住みやすくなると思いました。静岡県も役割分担がきちんと整っているので、全体的にうまくいくかなと思いました。

また、日本語は特に浜松だと方言(遠州弁)もあり、自治会や年配の方との会話では、自分の日本語力が 20% ぐらい下がる感じがします。なんですかと聞くのも失礼なので、ごまかしていますが、基盤の日本語さえできれば、社会にうまく馴染んでいけると思います。今回は方針や役割分担がわかりやすいので、私も頑張ります。以上です。

(石川委員)

ありがとうございます。やはり方言って聞き取りづらいですよね。そして、様々な年代の方と触れ合わないといけないので、より年配の方は方言使用が多いですし。キクヤマ委員に伺いたいんですけれども、実際にこれまで日本語学習をされてくる中で、さっき出てきた「読む」と「書く」というのが、日本に来日されて、日本語力がそれほどない中で、どんな場面で読むとか書くのが困っていたかという経験をお聞かせいただけるとありがたいなと思っています。

(キクヤマ委員)

そうですね。日本に来た時、小学校2年生ぐらいのレベルしかわからなくて、まず最初は旅行会社に入ったんですが、会社のマニュアルは全部日本語なんですよね。そこから、電子手帳や電子辞典を使い、 手書きで書きながら、一生懸命勉強しました。もう、仕事の関係で学んできたという感じです。

その旅行会社が日本の会社ということもあり、日本人のお客様から自分の日本語に対してクレームがあったこともあり、教科書を見ながら勉強し始めました。周りの日本語やテレビからもよく勉強しました。しかし、特にメールや文書を読む時には、日本人の5倍ぐらい時間がかかるんですよね。何度も読んで、調べて、また読んで調べる、という感じで、自然な勉強というか、かなり時間がかかります。昔は朝5時半ぐらいに起きて、日本の雑誌や新聞を読むようになったんです。

日本語を読むことに関しては、独学で勉強しました。ドラマでも、職場の場面や社員同士の会話を聞いて、こういう言い方があるんだなと学びました。逆にお笑い芸人の番組は見ませんでしたね。レストランに行った時、「何名様ですか?」と聞かれて、「2名様です」と、そのまま返していたこともありました。旅行会社の本社から「わかりました」という言葉が「かしこまりました」に訂正された時も、バージョンアップした気持ちでしたね。

がソリンスタンドでも、その後どこに行っても「かしこまりました」を使ったりしていました。周りのブラジル人にも「わかりました」じゃなくて「かしこまりました」だよと教えたこともありましたが、実際には間違えていたということも後から気づきました。当時はインターネットもなかったので、いろいろ失敗しましたが、今でも書くのには時間がかかります。ただ、修正の回数は少なくなってきたの

か、諦めたのか、わからないですけどね。一応、今 16 年目ですが、浜松国際交流協会に入ってから書くようになり、時間はかかりましたが、まだ進歩しています。

(坂本委員)

はい、ありがとうございます。貴重なお話、いろいろ実践しながら学んできたことがすごくよくわかり ました。ありがとうございました。

(前田委員)

袋井市の前田です。静岡県でこの調査を行ったということで、実は袋井市でも外国人 1500 人の住民に対して、本年 7 月に同様の日本語の使用状況調査を行っています。まだ最終的な集計は進行中ですが、ご説明いただいた 13 ページの国籍別の学習状況について、日本語を学んでいると答えたブラジル国籍の方が 18%というお話を伺いました。袋井市の場合は、「日本語を学んだことがあるか」といった質問を行ったところ、ブラジル国籍の方のうち 65%が「学んでいた、または学んでいる」、逆に 34%が「学んだことがない」という結果が出ています。過去に学んだことがある人を含めれば、もう少し県の数値が増えるのではないかと感じました。

また、事業所を対象とした外国人受入状況調査も同時に行いましたが、外国人材の採用方針として、日本語レベルが「求める基準を満たせば採用する」という事業所企業が圧倒的に多かったです。「聞く」「話す」だけでなく、「読む」「書く」まで求めているのかまでは詳しく聞いていませんが、やはり企業としてはある程度の日本語力が必要だと感じています。一方で、外国人材の採用を予定していない事業所も多く、その理由として「人手が充足している」という回答が最も多かったです。人材不足が生じている現状とこの回答のギャップをどう捉えたらいいか精査する必要があると感じています。

静岡県内の在住外国人の状況を見ると、県西部地域、特に袋井や磐田、掛川、菊川では、特に身分資格が多いという特徴があります。このような特徴を踏まえ、静岡県としても生活者としての基礎的な日本語教育を推進していく必要があると考えます。生活者としての日本語は、就労や学業、専門職など、さまざまな分野に関連してくるため、全体的な質の向上を目指し、県の方針に反映していくべきだと感じました。以上です。

(坂本委員)

ありがとうございます。国が掲げるBIというところはIつの目標に置きつつも、松葉委員からもありましたが、そのAI、A2のところをどうするのか、また前田委員がおっしゃったように、留学生であろうが就労者であろうが、みんなが生活する際に必要な日本語という点はおろそかにできません。その部分をどうやって支援していくかを常に念頭に置いておくべきだと感じました。では、加山さんにお願いしてもよろしいでしょうか。

(加山委員)

ありがとうございます。私も、参考資料の 12 ページにあった、先ほど石川委員が言及していた箇所、 自立した言語使用者に関する表を見て感じたことがあります。日常的に外国人の方々と接する中で、業 務の核となる部分は多くの方が苦手にしている印象がありますが、長く住んでいれば「聞く」「話す」 という点はある程度できるようになると感じています。

また、外国人県民の日本語能力調査は非常に参考になりますが、企業が求める日本語力がどのようにクロスされていくのか、特に外国人が日本語を学ぶ最大のモチベーションは仕事探しや就労のための日本語だと思います。企業が求める日本語力は業種や職種によって異なると思いますが、それに関するデー

タがあれば、克服すべき課題が明確になり、必要な日本語力がより分かるのではないかと思っています。そうしたデータがあることで、教材や支援の基礎となるものがあり、達成目標が明確になれば、学習者のモチベーションも向上するのではないでしょうか。

坂本委員がおっしゃったように、カテゴリー分けや、外国人の仕事や生活背景に合わせた目標が明確になれば、支援する側としても支援内容を明確にできるため、とても助かります。また、「読む」「書く」という点について、特に漢字が日本語では大変な要素です。しかし、デジタル化が進んでおり、今では自動翻訳がかなり進化しています。企業内でも、母語で書いたものが自動翻訳で日本語に変換されるシステムが普及しつつあり、ホームページの改訂においても自動翻訳を活用している企業が増えています。そのため、日本語支援や必要な能力も今後変化していくのではないかと考えています。

さらに、I5ページの「どうやって日本語を覚えますか」というところでは、「周りの会話を聞いて覚える」といった記述や、I8ページの「近所付き合いで日本語を使う」といった箇所に注目しました。生活の中で日本語を使い、コミュニケーションを楽しむことが必要だと感じさせる交流支援や多文化共生事業が、今後ますます重要になると感じました。

(坂本委員)

はい、加山さんありがとうございます。最初におっしゃっていた、企業が求める外国人人材に対する日本語力に関する調査については、教育提供側としてニーズに合った教育ができるため、大変ありがたいと思います。他の自治体では、企業が日本語能力試験の N2 レベルを求めることが多いようですが、それが実態と合っているかどうか、業種によっても異なると思います。それが明確になれば、教育する側にとって非常に助かると感じました。

では、石川委員から具体的な事例として、企業における日本語力の必要性についてお話いただけますか。

(石川委員)

N2 レベルは弊社でも求めている基準です。特に製造業の現場では、品質管理や安全確保のための基本的な会話ができることが重要です。例えば、「怪我をしないように」「品質を守るために」といった指示が理解できなければ、生産に支障が出るため、最低限の日本語力は必須です。しかし、役職が上がると、部下とのコミュニケーションや報告書を読む業務も増えてくるため、さらに高度な日本語力が求められます

ただ、最近ではデジタル化が進んでおり、出勤管理などの帳票はすべて電子化されています。そのため、読み書きの能力がどこまで必要かは変わりつつあるとも感じています。最低限の日本語力として N3 から N2 レベルが求められると考えています。

また、企業が外国人労働者に日本語の重要性を伝えることも大切です。ブラジル人学校の校長から「企業が生徒に直接、日本語力が給与やキャリアアップに繋がることを教えてほしい」との要望がありました。特に、派遣社員として働く親を持つ子どもたちには、正社員のメリットや、日本語力がキャリアに与える影響について早めに教えるべきだと考えています。そうすることで、企業と学校、行政が連携して、日本語教育と就労支援の相乗効果を生むことができるのではないかと思います。以上です。

(坂本委員)

具体的にありがとうございます。西さんも一言お願いしてもよろしいでしょうか。

(西様)

はい。そうですね、我々も求める日本語能力としては、やはり N2 ということを言わせていただいていて、理由としては、介護の仕事になるものですから、かなり専門用語が多いんですよね。

その場合、どの水準で測るかというと、やっぱり介護福祉士の資格試験というふうに捉えていて、これに合格する日本語のレベルを過去のデータで見ると、大体 N2 を取っていれば皆さん合格できる確率が上がるという数字もありまして、そういう意味で N2 ということをよく言っています。

これはあくまで正規職員の話であって、短時間勤務のパート職員の場合、そこまで求めていないということもあります。

どうしても短時間勤務だと、一日の生活の中で部分的な仕事が多いため、言葉の能力や日本語能力を高めなくても何とかなる部分があるからです。

雇用形態によっても多少変わってくるのかなと思います。

一方で、最近よく聞くのが、外国籍の職員の中で将来キャリアアップを目指したいという方々が増えて きていることです。

そうすると、役職を目指すことになりますね。その場合、部下の指導などが求められると、相手の気持ちを推し量りながら会話する能力も必要になってきます。

そのため、どういうニュアンスで伝えるかという問題が、また別の課題として浮かび上がってくるのかなと感じています。以上です。

(坂本委員)

ありがとうございます。いわゆる昔の言い方で言うと、初級、中級、上級で、中級終了ぐらいが N2 とされていましたが、普段そのレベルの学習者に指導されている松葉委員から、その N2 に関してはどのようにお考えになるか、ご意見をお願いします。

(松葉委員)

私どもも介護コースがありまして、西さんから N2 というキーワードが出ましたが、介護試験に関する問題やそれに関連する書籍等を見ると、やはり N2 レベルが求められます。

N2の文型が分かっていないと、文字情報で新たな知識を得ることができないというのが I つあります。また、今日のキクヤマさんの実体験の話を聞いて、IO 年前、HICE さんが外国籍の方が社会で活躍される中で、会話をブラッシュアップしたいという要望に応えるための講座を行ったことを思い出しました。その際に使用したテキストは、社会言語学的な要素が含まれており、「人によって言葉を変えなければならない」という内容でした。日本社会で日本語を使用する際に必要となるということに繋がっていくと考えています。

巷では「JLPT、JLPT」と言われがちですが、特に私ども介護コースでは、キクヤマさんから出てきた「遠州弁」が問題になっています。

実際に近くの施設にお邪魔して、どんな遠州弁を使っているのか調査しました。そこから最低限知って おかねばならない内容が見えてきましたので、それを介護候補生のクラスの中で教えていく取組を今後 始めます。

私が最初に言った BI という基準も、無視できない要素です。ただし、それはまだふわっとしていて、現場でどんなスキルを身につければそれを達成できるのか、というリサーチが最も重要だと考えています。

また、資格を持っている指導員が必要であるのはもちろんですが、企業や介護、製造業、ホテル業な ど、社会で活躍している方々が日本語教員の資格を取って教えるのが最も効果的だと思います。

これが静岡県の日本語教育の向上に繋がると信じています。最終的には社会言語学的な観点の言語能力

が求められると考えます。以上です。

(坂本委員)

はい、貴重なご意見ありがとうございました。県の方から補足があるようですので、一言お願いします。

(事務局)

先ほど話題に出た企業が求める日本語能力についてですが、実は令和元年度に企業向けにアンケート調査を行いました。その結果、皆様が仰っていた通り、求められる日本語能力は N2 が多いという結果になっています。

ただ、漠然と「N2 さえあれば安心」と思っているのか、実際に仕事をする上で「その仕事に必要なのは何か」を考えた上で N2 と言っているのか、外国人の受け入れ経験がないため、N2 さえあれば会話できると思っているのかはわかりませんが、情報提供としてお知らせいたします。

(坂本委員)

ありがとうございます。私も個人的に恐縮ですが、何冊か日本語能力試験の対策本を出版させていただいていますが、N2を持っているからといって必ずしも会話ができるわけではなく、別の能力も必要だと感じています。

ただし、読解に関しては、やはりそれぐらいの語彙量や文法力が必要になりますね。同時に社会言語学 的な観点からの社会言語能力を身に付ける必要があると感じました。

では、最後に県の方からも一言お願いしたいので、石井課長、お願いします。

(石井課長)

皆さん、本日はありがとうございました。

本日欠席している横地多文化共生推進官から皆様にメッセージを預かっておりますので、私から代読させていただきたいと思います。

本日は、ご多忙のところ、県日本語教育基本方針検討会議にご出席くださりありがとうございます。 代読で失礼いたしますが、御挨拶申し上げます。

さて、今回の基本方針は、従来の「地域住民を対象とした地域日本語教育」から対象を拡大し、「外国 人県民のライフステージ全般に対する日本語教育」を扱うこととしました。

県が直接、事業として扱っていない分野(被雇用者、日本語学校など)を含めることに対し、多文化共 生課の中でも慎重な意見があったところです。

しかしながら、いざ蓋を開けてみますと、委員の皆様からは、それぞれの現場で起きていること、実情 をご教示いただき、また、何よりも日本語教育に対する大変ポジティブなご意見を賜りました。

県としても、俄然やる気になりまして、非常に前向きな基本方針案ができたと考えております。ありが とうございました。

さあ、これから、この基本方針案を、本県でどう実現していくか、です。

私個人としては、2つの課題に取り組む必要があると考えています。

ひとつめは、前回の検討会議でも申し上げましたが、県内では、多文化共生や日本語教育に対する意識 が、地域によって濃淡があります。 「淡」の地域に、いかにやる気になってもらうか、県として取り組んでいきたいと思います。

2つめは、検討会議で皆様から頻繁に出た「産学官の連携」にも取り組んでまいります。

多文化共生が進んでいる浜松市の一番の強みが、まさに「産学官の連携」であります。

まずは、この検討会議でできたご縁を、今後も続けて行けたらと希望しています。

そして、この連携が県域に拡大できるよう取り組んでまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、検討会議に多大なるご協力を賜ったことに感謝申し上げるとともに、委員の皆様の益々の御 健勝をお祈りいたしまして、挨拶といたします。

以上です。

(坂本委員)

はい、皆様、3回の会議お疲れ様でした。ありがとうございました。

元々は本年限りの会議と伺っていましたが、冒頭で事務局から、今後方針をどのように広げていくのか、推進していくのかという話をしていましたので来年度もおそらく顔を合わせることになるかと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。以上で事務局にお返しします。

(事務局)

坂本委員長、委員の皆様、ありがとうございました。方針策定にあたり皆様にお集まりいただくのは、 本年度はこれが最後になるかと思います。先ほどの会議の中でもありましたように、若干文言などのす り合わせを行い、県庁内での手続きを経まして、12月末から1月にかけてパブリックコメントを実施 し、3月には正式にこの方針を公表することになります。皆様のご協力をいただき、無事、方針案がパ ブリックコメントまでたどり着くことができましたことを感謝申し上げます。それでは、以上を持ちま して、令和6年度第3回日本語教育基本方針検討会議を終了いたします。本日は、皆様お忙しい中、あ りがとうございました。ありがとうございました。